

第1章

物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、産品の国籍を決定する基準や手続を定める原産地規則、アンチ・ダンピングに

ついての規律、基準認証、EPA/FTA による自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

< 関税 >

EPA/FTA においては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行関税率からの一定年数による段階的撤廃等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われることが多い今日、EPA/FTA 活用企業等は我が国が締結したEPA/FTAはもとより、他国の EPA/FTA における関税撤廃及び削減について理解を深めておくことが重要である。なお、EPA/FTA における関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT 第 24 条の規律が課されている（GATT 第 24 条の規律については、第II 部第 16 章を参照）。

（1）関税撤廃の方式

各EPA/FTA において、関税撤廃の方式は、品目ごとに、撤廃期間、撤廃の基準となる税率（ベースレート）、撤廃の方法によって決定される。これらは、一般的に「譲許表（Tariff Schedule）」と呼ばれる協定本体の附属書（Annex）及び注釈（Notes）において規定される。

①関税撤廃期間

（a）先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間、先進国・開発途上国間の EPA/FTA では、2001 年発効のシンガポール・NZ 協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もある。但し、多くの場合は、即時撤廃に加え、GATT 第 24 条の解釈に関する了解において「妥当な期間」とされる10 年間で関税撤廃を定め、さらに 3 年、5 年、7 年等の中間的な関税撤廃期間を設けるケースがみられる。

（b）開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の EPA/FTA では、授權条項（本報告書第II部第 1 章 最恵国待遇（b）授權条項参照）を根拠に、一般的に長期間で関税撤廃されることが多い。例えば、2005 年に物品貿易協定が発効した中国 ASEAN 協定（※一部品目については、2004 年からアーリーハーベスト（early harvest）（後述）を実施）では、中国及びASEAN 原加盟国については、原則4年（関税率10% 未満）又は 5 年（関税率 10%以上）、一部の品目については 7 年で関税撤廃するとし、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については原則 10 年、一部の品目については 13 年となっている。なお、CLMV の10 年超の関税撤廃品目は各国品目数の約 4.8%まで認められている。1993 年発効の ASEAN自由貿易地域（AFTA）

の CEPT(共通効果特惠関税)については、ASEAN 原加盟国と 後発加盟国である CLMV で具体的な年数が異なり、原加盟国は 2010 年までに、CLMV は 2015 年(一部例外は 2018 年)までに関税撤廃を実現することとしていた。また、関税削減・撤廃品目の関税率 0~5%の実現については、原加盟国は 2003 年に(2002 年には一部例外を認めた上で 0~5%)、CLMV は 2010 年まで(ベトナム:2006 年、ミャンマー・ラオス:2008 年、カンボジア:2010 年)とし、さらに 2018 年 1 月からは CLMV の域内関税が撤廃された。

②撤廃の基準となる税率(ベースレート)

ベースレートは通常、交渉時の実行最恵国(MFN: Most-Favoured-Nation)税率が適用される。ただし、ベースレートを交渉当時の MFN 税率としない例も存在する。例えば、これまでの日本の EPA において、相手国が一般特惠制度(GSP: Generalized System of Preferences)適用国の場合、GSP 税率適用品目については、一部の例外を除き、GSP 税率をベースレートとしている(これらの品目は、EPA 発効後、原則として GSP 適用の対象外となる)。また、品目のセンシティブ性をベースレートに反映させる例も存在する。日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)や日ベトナム EPA において、ベトナムは、一部の鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品、化学品などについて、各産業における投資の呼び込み・投資計画の保護の重要性を主張し、WTO 譲許税率を超えない範囲で、MFN 税率よりも高い税率をベースレートとしている。なお、EPA/FTA は二国間又は多国間での特惠関係であるが、EPA/FTA 締結国が MFN 税率を自主的に下げたことにより、品目によっては MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率よりも低くなる場合が発生する(税率逆転現象)。こうした場合を想定し、我が国が締結する EPA/FTA では、MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率より低い場合に、EPA 税率は MFN 税率と同じ税率になると規定しているものもある(日豪 EPA 第 2.4 条第 4 項、地域的な包括的経済連携(RCEP)第 2.4 条第 2 項等)。一方、EPA/FTA は特惠関係であるから EPA/FTA 特惠税率は MFN 税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EU チリ FTA やシンガポール・インド FTA においては、MFN 税率が引き下げられた場合、その MFN 税率を新たなベースレートとして同様の法則に従い撤廃する税率を新たな EPA/FTA 特惠税率とする方法が採用されている。

③撤廃の方法

関税撤廃の方法としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方法、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方法(ステージング方式)が基本的に適用される。但し、①及び②以外の関税撤廃方法については、③ベースレートから数年間又は関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方法(米韓 FTA における米国側乗用車等)、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方法(豪タイ協定のタイ側自動車等)等、関税の引き下げ方が均等でない方法も存在する。関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては一般的に、品目ごとのセンシティブ性に応じて関税撤廃方法及び期間を定めている。例えば、韓国 ASEANFTA においては、一般品目の関税は 2010 年(ASEAN 原加盟国及び韓国)、2016 年(ベトナム)、2018 年(CLIM)までに撤廃されるが、センシティブ品目はより長い期間をかけて関税が撤廃又は削減。さらに、高度センシティブ品目については、長期間での関税削減、関税割当、除外といった撤廃方法が設定されている。一方で、ベースレートによって撤廃期間及び撤廃方法を機械的に定める場合があり、例えば、豪 NZFTA では、ベースレート 5%を超えるものは 5 年以内に撤廃、5%以下のものは即時撤廃を規定し、中国 ASEANFTA ではベースレートに応じて 5 分類(中国及び ASEAN 原加盟国)の関税撤廃方法を規定している。また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として、部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト方式がある。例えば、インド・タイ FTA においては、家電製品や自動車部品等 82 品目について 2004 年 9 月からアーリーハーベストを実施し、先行して関税が撤廃されている。また台湾・中国の海峡兩岸経済協力枠組協議(ECFA)においても石油化学製品や機械、繊維製品等 806 品目(中国側 539 品目、台湾側 267 品目)について、2011 年 1 月から 2013 年 1 月までにアーリーハーベスト方式での関税撤廃を実施した。

また、サービス分野ではよく見られる最恵国待遇に関税率について約束している例が存在する。米ペルー FTA では、同 FTA の交渉妥結以降(2005 年 12 月)にペルーが、牛肉、豚肉、ミルク、バター、調整食料品などの農林水産分野の一部の品目について、米国に約束した特惠税率よりも低い関税率を第三国との EPA/FTA において約束した場合、その特惠税率が自動的に米国に対しても適用されることを規定している。

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げ（削減）のみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④新規関税の導入及び関税引き上げの禁止（スタンドスティル）を約束している品目、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目（除外品目）に大別される。

我が国のEPAにおいても、関税撤廃の方法や関税撤廃の例外品目について、上記と同様（関税撤廃の方法については①～④、関税撤廃の例外品目については①～⑤）のアプローチを採用している。

例えば環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）や地域的な包括的経済連携（RCEP）においても、協定の発効と同時に関税が即時に撤廃される品目や段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する品目に加えて、発効時から一定期間関税を据え置いた上で関税を撤廃する品目（例：CPTPP・カナダの一部の履物等）や、発効時に大幅に関税を引き下げ、一定期間関税を維持した後に撤廃する品目（例：同・豪州の一部の衣類等）等があり、また関税削減品目（例：RCEP・中国の一部の自動車、機械類、電気機器等）や関税割当品目（例：CPTPP・ベトナムの中古乗用車等）、関税維持品目（ベースレート維持品目）、除外品目等も規定されている。

（２）その他の関連規定

輸出税

輸出税（※第Ⅱ部第３章＜参考＞「輸出規制」参照）に関しては、GATT 第11条第1項が定めるとおり、数量制限の廃止は求められるが、関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO 協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTO プラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA、日ペルーEPA、日豪EPAなどでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA（第20条）では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

輸出規制

GATT第11条及びその解釈に係る注釈の趣旨に従って、関税以外のいかなる禁止又は制限を採用し、又は維持してはならないこと等を規定している（日EU、CPTPP、RCEP等）。

また特定の物品（鉱物資源）について、輸出禁止又は制限を採用する際は、他方の締約国に書面による通報を行うほか、要請に応じて、他方の締約国との協議のための合理的な機会を提供すること等を規定している（日EU等）。

輸入許可手続

WTO輸入許可手続に関する協定の権利・義務の再確認等を規定している（日EU、RCEP等）。

輸出許可手続

輸出許可手続に関する透明性の確保（CPTPP）や、特定の物品（鉱物資源）に適用される輸出許可手続について、WTO輸入許可手続に関する規定の非自動輸入許可手続に関する規定などが準用されること等を規定している（日EU等）。

内国民待遇

GATT第3条に従って内国民待遇を与えること等を規定している（日EU、CPTPP、RCEP等）

修理又は変更の後に再輸入される産品（に対する関税不賦課）

修理又は変更のための一時的に輸出され、その後再輸入される産品について、関税を課してはならないこと等を規定している（日EU、CPTPP、RCEP等）

再製造品

再製造品について、中古の産品と同様に扱わず、仮に中古の産品の輸入について禁止又は制限する措置を導入する場合にもこれを再製造品に対して適用しないこと等を規定している（CPTPP、日EU等）。

非関税措置

WTO協定又は当該EPA協定に定めるもの以外は輸入又は輸出における非関税措置を採用し又は維持してはならないこと（RCEP）、他の締約国からの

要請に応じて協議を行わなければならない義務があること等を規定している（RCEP、日EU等）。

＜原産地規則＞

（１）ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、WTO 協定税率の適用や貿易統計の作成等に用いられる非特惠原産地規則と、特定の国の産品に関税上の特惠待遇を与えるため（例えば、一般特惠関税制度に基づく特惠税率の適用や EPA/FTA に基づく特惠税率の適用）に用いられる特惠原産地規則に大別される。

非特惠原産地規則は WTO 原産地規則協定において規律が定められ、各国が独自に策定している一方、現在、それらの調和作業が進められている（詳しくは、第 II 部第 10 章原産地規則参照）。特惠原産地規則は、産品に関税上の特惠待遇の対象となる特定の国の原産品であることの認定を行うことにより、それ以外の第三国で実質的に生産された産品が、締約国を経由して輸入される場合（迂回輸入）にまで、関税上の特惠待遇を付与しないことを主な目的として制定されている。

（２）法的規律の概要

EPA/FTA における原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の 2 つから構成される。

①原産地規則

原産地規則は、大別すると (a) 産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、(b) 当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

(a) 原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

(i) 完全生産品

締約国領域内で完全に生産された産品（例えば、締

約国内で生まれ、かつ、飼育された家畜や締約国内で採掘された鉱石等）。

(ii) 原産材料のみからなる産品

原産材料（原産地認定基準(i)～(iii)いずれかの条件を満たす材料）のみを用いて、締約国領域内で生産された産品。

(iii) 実質的変更基準を満たす産品

非原産材料を用いて生産され、かつ、実質的変更基準（当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容）を満たした産品。実質的変更基準は、次の 3 基準を用いて、品目毎に「品目別規則（PSR: Product Specific Rules）」として記述するのが一般的である。また 3 基準による認定方法の詳細についても、EPA/FTA 毎に規定される。

(ア) 関税分類変更基準（CTC rule : Change in Tariff Classification rule）

締約国領域内での加工を通じて、非原産材料の関税分類番号と異なる関税分類番号の産品が得られた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。求められる実質的変更の度合いは産品毎に関税分類番号の桁数で指定される。具体的には、関税分類番号の上 2 桁（類）の変更（CC : Change in Chapters）、上 4 桁（項）の変更（CTH : Change in Tariff Headings）、上 6 桁（号）の変更（CTSH : Change in Tariff Sub-Headings）のいずれかを満たすことが求められる。

(イ) 付加価値基準（RVC rule : Regional Value Content rule）

締約国領域内において実施された調達、加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値（閾値）を超えた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格

取得の困難度の高いルールとなる。

(ウ) 加工工程基準 (SP rule : Specific Process rule)

締約国領域内で特定の加工が実施された場合に実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。化学製品や繊維製品、半導体等に適用されていることがある。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。主な救済規定は、下記のとおりである。

(iv) 累積

関税分類変更基準、付加価値基準双方に適用されうる救済規定であり、EPA/FTA 相手締約国の原産部品・材料を輸入して他の産品の生産に使用する場合、これを自国の原産品たる部品・材料とみなすもの。また、一部の EPA/FTA では、上記の原産部品・材料の累積に加え、EPA/FTA 相手締約国において行われた生産を、自国において行われた生産とみなす生産行為の累積が規定されている。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(v) ロールアップ

産品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価額についても原産材料の価額として含めることができる規定である。

(vi) トレーシング

産品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料とされる場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを許容する規定。また、原産材料の価額を積み上げて算定する方法 (build-up 方式) の場合には、原産材料の価額に、当該一次材料中の原産部分の価額を加算することを可能とする規定。

(vii) デミニマス (僅少の非原産材料)

基本的に産品の品目別規則 (PSR) が関税分類変更基準及び加工工程基準による場合であって、非原産材料を用いて産品を生産したものの、所要の PSR を満たすほどの実質的変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の価額又は重量が産品の価額又は重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する規定。つまり、僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定

(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定

仮に、ある産品が形式的には所要の PSR を満たした場合であっても、締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述した規定である。

(ii) 積送基準

輸出締約国から輸入締約国に産品を直接輸送することを求めるとともに、物流・運搬の事情等により、仮に EPA/FTA 締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、産品の保存等の一定の軽微な作業では原産性が失われないことを定めた規定である。

②原産地証明手続

世界の EPA/FTA における特惠原産地証明制度は、主に、第三者証明制度と自己申告制度の 2 つの制度に大別できる。また、自己申告制度は、認定輸出者による自己証明制度、輸出者等による自己申告制度、輸入者による自己申告制度の 3 つに分類することができる。

(a) 第三者証明制度

輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度 (日本では日シンガポールEPAを除き日本商工会議所が発給を行っている)。日本が締結している多くの EPA や ATIGA (ASEAN Trade in Goods Agreement, ASEAN 加盟 10 か国間の物品自由貿易協定) 等において導入されている。

<原産地証明書の電子化>

原産地証明書が紙原本で発給され、輸出先国での通関手続においても紙原本が使用されることによる、郵送コストや紛失、遅延等のリスクを軽減

するため、原産地証明書の電子化を進めている¹。
日豪EPAでは、2016年11月から、紙を原本としつつPDFファイルも原産地証明書の写しとして発給している。日タイEPA及びRCEPにおいては、2022年1月より、原則として日本側が発給する原産地証明書をPDFファイルで発給している。また、原産地証明書に含まれる情報を電子的手段により当局間で直接やりとりする仕組みについても構築に向けた取組を進めており、インドネシアやASEAN等との間で協議を行っている。

《特徴》

・証明書を受給した者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

(b) 自己申告制度

(i) 認定輸出者による自己証明制度

輸出締約国当局によって認定された者が自ら原産地申告（原産地証明書）を作成。主に EU 等において導入されており、また、日本においても、日スイス EPA（2009年9月発効）、日ペルーEPA（2012年3月発効）及び改正日メキシコ EPA（2012年4月発効）及び RCEP（2022年1月発効）において導入されている。

《特徴》

・原産地申告（原産地証明書）を作成する認定輸出者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

(ii) 輸出者等による自己申告制度

輸出締約国内に所在する輸出者等（要件を国内法令で規定することが一般的）が自ら証明書を作成。NAFTA、韓国・チリ FTA、豪州・チリ FTA、米国・韓国 FTA 等で導入されている。日本においても、日豪 EPA（2015年1月発効）に続き、CPTP（2018年12月発効）、日 EU・EPA（2019年2月発効）、日英EPA（2021年1月発効）において導入されており、RCEP（2022年1月発効）においては、日本、豪州及びNZのみ発効当初から導入し、その他の国は自国での協定発効後10～20年以内に導入予定となっている。

《特徴》

・原産地証明書を作成する輸出者等に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

(iii) 輸入者による自己申告制度

輸入者が原産地証明書を作成。米国・豪州 FTA、米国・韓国FTA 等で導入されている。日本においても、日豪EPA（2015年1月発効）に続き、CPTP、日 EU・EPA、日英EPA において導入されており、RCEPにおいては、日本のみ発効当初から導入し、その他の国については導入に向けた再協議を行う（全署名国について発効してから検討を開始し、5年以内に結論を出す）ことになっている。

《特徴》

・原産地証明の作成主体は輸入者であり、当該者に対して輸入締約国当局が義務（文書保管義務等）や適切な罰則等を措置。

・産品が原産品であるかの確認は基本的に輸入締約国税関当局が輸入者に対して実施。

(3) 我が国及び世界の EPA/FTA 原産地規則

①我が国の EPA/FTA 原産地規則

我が国がこれまでに締結した EPA の原産地規則の概要については、以下のとおり。

(i) 日シンガポール EPA

我が国初の EPA である日シンガポール EPA については、一般特惠制度（GSP）の原産地規則の影響を受け、必要最小限の規定にとどまっていたが、その後の日マレーシア EPA 等では、産品が原産品であるかの確認のための措置として、輸入締約国当局が、輸出締約国に情報照会をすることや、現地訪問をすることができる規定が加わる等、より幅広い内容が盛り込まれ使いやすい原産地規則となったことを受け、またシンガポール側からの打診もあったことから、2006年4月より日シンガポール EPA 見直し交渉を行い、2007年9月に改

¹ 2021年版不正貿易報告書コラム「第三者証明制度を用いる EPA における原産地証明手続の電子化」参照：
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2021/2021-12.pdf

訂協定が発効した。品目別規則（PSR）は関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度を基本としている（Co-equal と呼ばれる）。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入しており、日本では、各地の商工会議所が原産地証明書の発給を行っている。

(ii) 日メキシコ EPA

内容的には NAFTA の流れをくみ、他の日本の EPA と比べると、相対的に詳細な規定が多い。品目別規則

（PSR）は、関税分類変更基準が中心である。産品によって異なるが、付加価値基準により原産性を取得する場合、主として、付加価値 50%を求めている。なお、2009 年 4 月に協定見直し交渉が開始し、2011 年9月に改正議定書署名、2012 年 4 月に発効に至り、さらなる自由化が図られている。原産地証明制度は、これまで導入していた第三者証明制度（日本商工会議所が原産地証明書の発給を行っている。以下 iii から xv、xxi も同様。）に加え、当該改正により、認定輸出者による自己証明制度が新たに導入された。

(iii) 日マレーシア EPA

日シンガポール EPA、日メキシコ EPA の経験を踏まえて設計された原産地規則であり、その後の ASEAN 諸国との EPA 交渉において、ベースとなる協定となった。日マレーシア EPA は、原産地規則・証明手続ともに、概ね基本的な要素で構成されており、かつ規定ぶりも相対的に見ればシンプルなものとなっている。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度（Co-equal）を基本としている。付加価値基準により原産性を取得する場合、主として付加価値 40%を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入している。

(iv) 日フィリピン EPA

基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(v) 日チリ EPA

ASEAN 諸国との EPA、日メキシコ EPA の経験を踏まえて設計された。日チリ EPA では、付加価値基準の算定

方法によって異なる閾値を定めており、主として、産品の FOB 価額から非原産材料の価額を控除して算定する従来の方法（build-down 方式）の場合は付加価値 45%、原産材料の価額を積み上げて算定する方法（build-up 方式）の場合は付加価値 30%を満たすことを求めている。

(vi) 日タイ EPA

基本的な構成は日マレーシア協定と同様であるが、品目別規則（PSR）ではタイ側からの要望により化学製品について加工工程基準を導入している等の違いがある。

付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

なお、2022年1月1日に改正附属書Ⅱが発効し、これまでHS2002に基づいていた品目別規則（PSR）が、HS2017に基づくものに変更された。

(vii) 日ブルネイ EPA

基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、主として、付加価値 40%を求めている。

(viii) 日インドネシア EPA

基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(ix) 日 ASEAN・EPA

品目別規則（PSR）については、付加価値 40%又は関税分類番号の 4 桁（CTH）を共通規則として協定本文に規定し、それ以外の PSR が適用される品目については附属書の中で別途定められている。

(x) 日ベトナム EPA

基本的な構成は日ASEAN EPA と同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(xi) 日スイス EPA

原産地証明制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国の EPA では初めて認定輸出者による自

己証明制度を導入している。

(xii) 日インド EPA

インド側に迂回貿易の防止に対する強い懸念があり、品目別規則（PSR）の共通規則として、関税分類番号 6 桁の変更と付加価値 35%を併用したルール（CTSH and VA 35%）を採用しつつ、それ以外のPSRが適用される品目は附属書で個別に規定。我が国が輸出関心のある多くの製品については、より貿易促進的な原産地規則を採用している。

(xiii) 日ペルーEPA

原産地証明制度については、日スイス EPA に続き、第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己証明制度を採用している。

(xiv) 日豪 EPA

原産地証明制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国の EPA では初めて輸出者、生産者又は輸入者が自ら証明書を作成する自己申告制度を導入している。

(xv) 日モンゴル EPA

基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(xvi) TPP

12 か国で統一的な原産地規則を用いることにより事業者の制度利用負担の緩和が期待されるほか、複数の締約国における付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度が採用された。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準を基本としつつ、付加価値基準や加工工程基準との選択的併用制とする品目、付加価値基準のみとする品目などがある。原産地証明制度については、輸出者、生産者又は輸入者が自ら証明書を作成する自己申告制度を導入している。なお、繊維及び繊維製品に関しては別立ての章が設けられており、品目別規則（PSR）では基本的にヤーン・フォワード・ルールが採用されている。

(xvii) CPTPP (TPP11)

上記 TPP と同様。

(xviii) 日 EU・EPA

基本的な構成はこれまで日本が締結してきた EPA と同様であるが、付加価値基準の計算方法に関し、日本がこれまで締結した EPA と同様の「域内原産割合（RVC）」に加え、「非原産材料の利用上限（MaxNOM）」との併用制が採用されている。また、原産地証明制度については、輸出者（生産者含む）、輸入者による自己申告制度を採用しているが、輸出者自己申告を行う場合、輸入国税関から原産性の確認を求められる際には、輸出者は輸出国税関を通じて必要な情報提供を行う、いわゆる間接検認制度となっている。

(xix) 日米貿易協定

本協定では、日米それぞれで譲許された品目に対応する品目についてのみ PSR が規定されており、原産地証明手続も含めて日米で別々に規定されている。しかし、基本的な構成や要素については同じであり、PSR では双方とも関税分類基準のみが採用されている。原産地証明制度については、輸入者による自己申告制度のみが採用されており、輸出者、生産者による原産地証明書の作成は認められていない。また、輸出者、生産者も含め、原産地証明手続等に関して米国の当局に直接照会を行うための窓口の設置が規定されており、米国では税関・国境取締局が当該窓口とされている。

(xx) 日英 EPA

日EU・EPA の継続性を確保するため、構成、要素、PSR、その他のルールにおいて基本的に日EU・EPA の規定を踏襲。同様の観点で、EU 産の原材料、EU で行われた生産行為を日英の原産として見なす EU 拡張累積制度を導入。原産地証明手続についても、日EU・EPA と同じ輸出者（生産者を含む）、輸入者による自己申告制度、輸出者自己申告の場合の間接検認制度を採用。

(xxi) RCEP

CPTPP 同様、RCEP 締約国間で統一された原産地規則の適用、そして、原産材料についての地域間の累積（生産行為の累積は発効時には導入されず、見直し対象）が採用されている。PSRでは、多くの品目で関税分類基準もしくは付加価値基準（付加価値 40%）の選択制となっており、これまで多く

の協定で加工工程基準が採用されてきた繊維製品ではほぼすべての品目で関税分類基準のみが適用される。原産地証明制度については、①第三者証明制度、②認定輸出者による自己証明制度、③輸出者、生産者による自己申告制度（日本、豪州及びNZのみ発効当初から導入、その他の国は発効から10～20年以内に導入）、④輸入者による自己申告制度（日本のみ発効当初から導入、その他の国は全署名国について発効後5年以内に見直し）の選択適用が可能となっている。

②世界の EPA/FTA 原産地規則

世界には既に、大別して下記の3つのEPA/FTA原産地規則の類型（米国が採用する米州型、EUが採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型）が存在している。

（a）米州型

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「ネットコスト方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している部分もある。証明方法は自己申告型を採用している。

（b）欧州型

EEA（European Economic Area、EU加盟国とアイス

ランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定）協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認定輸出者型と第三者証明の併用が基本となっているが、近年、欧州域外と締結したFTAでは自己申告制度を採用している事例も多い。また、欧州、地中海沿岸地域を対象とした異なる協定間で同等のPSRが適用されること等を条件とした対角累積の実現、それも含めた統一的な原産地規則、原産地証明手続の実現を図るイニシアティブ（PEM：Regional Convention on pan-Euro-Mediterranean preferential rules of origin）を推進している。

（c）アジア型

ASEANにおける共通市場の創設と地域の生産拠点化を進めるために更なる貿易円滑化等を進めるべく、2010年5月にAFTA（ASEAN Free Trade Area、ASEAN加盟10か国間の自由貿易協定）の共通効果特惠関税（CEPT）に代わるASEAN物品貿易協定（ATIGA：ASEAN Trade in Goods Agreement）が発効した。ATIGAを利用する際の原産地規則については、付加価値基準が関税分類変更基準のどちらかを選択する方式（Co-equal）を採用している。証明制度は、AFTAに代表されるとおり、第三者証明を採用している協定が多いが、ATIGAなど認定輸出者自己証明制度等の自己申告型との併用を採用している協定も存在。

<AD、相殺措置>

（1）ルールの背景

近年、FTAの締結にあたり、WTO協定上認められているアンチ・ダンピング（AD）措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD協定に付加する形で規律強化を盛り込む例が見られる。1990年代以降こうした規定がFTAに盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によってFTA締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害される（アンチ・ダンピングの具体例については、第II部6章を参照）ことを避けることや、FTA締結国間共通の競争政策をもってAD措置と代替させることにより、地域・二国

間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

（2）WTO協定との関係

EPA/FTA協定におけるAD措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTOの目的には整合的である。他方、AD措置の不適用までは至らないが、ADの手続面及び実体面における規律の強化（WTOプラスの規律）については、WTOのADルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能で

ある。その一方で、AD 調査や措置の発動に際し、FTA 締結国との関係でのみ WTO プラスの規律で特別に扱うことは、その内容によっては、GATT の最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

(3) 法的規律の概要

1990 年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTA における AD 措置の規定は大きく以下の 3 つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についてもこれに準ずる。）。

① WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA 協定の中で、明示的に WTO・AD 協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTA の総則の中で、GATT 上の権利行使を妨げないと規定することにより、実体上、域内でも WTO 上の AD 規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポール EPA 等、多くの FTA がこの類型にあてはまる。

② WTO・AD 協定よりも規律を強化するもの

最近締結された FTA などでは、WTO プラスの AD 規律を導入している。例えば、NZ・シンガポール FTA では、①AD 税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の 2%から 5%へ引き上げ（第 9 条 1 (a)）、②上記①は新規調査事案のみならずレビューにも適用する（同 (b)）、③無視できるダンピング輸入量を 3%でなく 5%とし、輸入量が 5%を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同 (c)）、

④上記③の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも 12 か月とする（同 (d)）、⑤AD 税賦課の期間を原則として 5 年から 3 年に短縮する（同 (e)）、などの点において規律強化が図られた。日 EU・EPA では、重要事実開示において、特に開示すべき情報の明示（第 5.12 条 3(a)）、調査開始前の通報について、調査開始の少なくとも 10 日前までに通報すべきことを明記（第 5.14 条）するなどの規律強化が行われた。

また、韓国インド貿易協定においては、レッサー・デューティー・ルールの適用（AD 課税決定の際、ダンピング・マージンと等価な税率を課さなくても国内産業への損害を除去できる場合は、当該損害の除去に十分な程度の税率（ダンピング・マージンよりも低

い税率）を適用することの義務化）（第 2.17 条）、ゼロリング（「第 I 部第 2 章 米国 アンチ・ダンピング」参照）の禁止（第 2.18 条）や措置撤廃後 1 年以内の再調査の禁止（第 2.19 条）が規定されるなど、WTO・AD 協定よりも規律強化が図られている。

こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定める FTA の例もある。例えば、EU 韓国 FTA（KOREUFTA）のように申請書を受領した当局が調査開始 15 日前に相手国に通知すること、米韓 FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州 FTA（TAFTA）のように AD 課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

③ 協定締結国間での AD 措置の不適用を規定するもの

1990 年に豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係における AD 措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備して AD 措置を廃止することとし、AD 措置を相互不適用とした。また、カナダ・チリ FTA においては、2003 年以降、域内貿易に対する AD 措置を撤廃することとしつつ（第 M-01～03 条）、これにより想定外の状況が生じた場合の一定の協議事項を規定している（第 M-04 条）。

もともと、上記のうち、AD 措置の相互不適用を定める FTA は極めて例外的である。大部分の FTA は、締結国間での WTO 協定上の権利・義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与による「国内産業への損害」に対応する措置として、AD 措置及び相殺関税措置の発動を認めている。

(4) 我が国の EPA/FTA における AD 規律の概要

我が国がこれまで締結した EPA において、WTO プラスの規律が盛り込まれたのは日インド EPA のみであり、その他の EPA では WTO 協定上の権利・義務を確認する AD 措置の適用を認めるのみである（図表Ⅲ-1-1 参照）。

2011 年 8 月に発効した日インド EPA では、AD 措置の手続面に関する WTO プラスの規律として、調査開始を求める申請書を受領した当事国が調査開始の少なくとも 10 執務日前までに相手国に対して申請の受領を通

知し、申請書の全文提供を行うことを義務付けた規定（第 24 条）が盛り込まれた。これは我が国にとって、EPA において AD 措置に関する具体的に強化した初の例といえる。

2016 年 2 月に署名された TPP では、AD/CVD について、WTO 協定上の権利義務が確認されたほか、透明

性及び適正な手続を促進する運用として、調査過程等における具体的手続が義務的な形ではないが、挙げられている。これらの規定は、締約国の権利義務を定めるものではないが、透明性を促進する運用が共有されることにより、各締約国による AD 措置・CVD 措置の濫用を抑制する効果が期待される。

<図表 III-1-1>我が国の発効済み・署名済み EPA/FTA の AD、相殺措置に関する規定概要

我が国の EPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日・シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5（b））	
日・メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条（b））	
日・マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））	
日・フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4（b））	
日・チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第3条）、域内適用可能（第28条（d）（ii））	
日・タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第15条（b）（ii））	
日・ブルネイ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第20条4（b））	
日・ASEAN （AJCEP）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第10条1）、域内適用可能（第13条（a）（ii））	
日・ベトナム	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・スイス	調査開始前の速やかな通知、要請に基づく協議の可能性の検討、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））
日・インド	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii）） 調査開始前の通知及び申請書全文提供、通知を受けた締約国は輸出者等に通報可（第24条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））

我が国の EPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2条1）、域内適用可能（第18条（e）（ii））	
日・オーストラ リア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.11条）、域内適用可能（第1.2条（f）（ii））	
日・モンゴル	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.17条）、域内適用可能（第2.1条（f）（ii））	
日・EU	WTO協定上の権利及び義務を確認（第5.11条）、域内適用可能（第2.4条（b））、特に開示すべき情報の明記（第5.12条3（a））調査開始前の通報について、10日前までに通報すべきことを明記（第5.14条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第5.11条）、域内適用可能（第2.4条（b））、特に開示すべき情報の明記（第5.12条3（b））
TPP	WTO協定上の権利及び義務を確認（第6.8条）、附属書6-Aにより透明性及び適正手続を促進する運用を規定	
日英	WTO協定上の権利及び義務を確認（第5.11条）、透明性及び適正手続を促進する運用を規定	
RCEP	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7.11条）、附属書7-Aにより透明性及び適正手続を促進する運用を規定	

＜セーフガード＞

（１）ルールの背景

① EPA の締約国間セーフガード措置

多くの EPA/FTA では、当該 EPA/FTA による関税譲許等の自由化に関する義務を負った相手国産品の輸入が急増した場合に関する締約国間でのセーフガード（SG）措置を規定している。これは、EPA/FTA に基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、EPA/FTA における関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT 上の最恵国関税に戻すことを認めるものであり、当該 EPA/FTA に、その発動要件や手続を規定している。締約国間 SG 措置は、EPA/FTA の自由化交渉において、センシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティバルブ（安全弁）として機能しており、EPA/FTA 交渉上重要な項目の 1 つである。

② 締約国間セーフガード措置の分類

締約国間 SG 措置は、その内容により、以下の 4 つに分類することができる。すなわち、（1）主に WTO の SG 協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール、RCEP 等）、（2）主に GATT 第 19 条に準拠した内容のもの（NAFTA、USMCA、CPTPP 等）、（3）一般的な締約国間 SG 制度を有しないもの（韓チリ等。但し、韓チリには農業についての SG は存在）、（4）一定の条件の下 SG 措置の発動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合に SG の発動を認めるもの）（EFTA、EU メキシコ等）。現状、日本の EPA における締約国間 SG 措置は（1）（2）の類型のものといえる。以下、締約国間 SG 措置の特色と具体例を概観する。

（２）法的規律の概要

① EPA 締約国間セーフガード措置の特色

上記のとおり、締約国間 SG 措置は、EPA/FTA の貿易自由化に対するセーフティバルブ（安全弁）として機能する。よって、措置の発動も、EPA/FTA によって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えが強く、WTO の SG 措置とはやや性格の異なる制度であると考えられる。ここから以下のような特色が生じる。

（a）WTO の SG 措置よりも制限的な措置内容

WTO の SG 協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第 5 条第 1 項）、一般的に、EPA/FTA による締約国間 SG 措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引上げ幅についても、SG 協定では特段の定めがないのに対して、締約国間 SG 措置では EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率（締約国間 SG 措置をとる時点における実行 MFN 税率又は協定発効の前日における実行 MFN 税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。2016 年 2 月に署名された TPP では、AD/CVD について、WTO 協定上の権利義務が確認されたほか、これは、EPA/FTA の貿易自由化に対するセーフティバルブ（安全弁）という締約国間 SG 措置の上記基本理念から必然的に導かれる特色である。またそもそも、特定国間の EPA/FTA 上の規定に基づいて実行 MFN 税率を超える関税引き上げを行ったり、締約国からの輸入数量を制限したりすることは、WTO 協定の最恵国待遇義務との抵触を生じ、GATT 第 24 条（自由貿易地域）による正当化も困難であろう。

（b）発動要件や期間等の制限

締約国間 SG 措置では、EPA/FTA に基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加したことを発動要件とするが、EPA/FTA 交渉時に予見し難かった事情であることまでは要求しない例が多い。GATT 上の譲許よりさらに進んだ関税撤廃・削減を定める EPA/FTA の性格上、ある程度の輸入増加は締約国として当然予測しているからであろう。しかし、関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指す EPA/FTA の基本目

的を踏まえ、締約国間 SG 措置の規律は WTO の SG 協定よりも厳格であることが多い。

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。

また、締約国間 SG 措置の適用を、EPA/FTA 発効後又は関税撤廃及び削減後の一定の経過期間に制限する例もある (CPTPP、日 EU、RCEP 等)²。

さらに、措置の発動期間については、原則 2 年・最長 4 年 (日シンガポール協定) や原則 4 年・最長 5 年 (日マレーシア協定)、原則 3 年以下・最長 4 年 (RCEP) など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。

暫定措置の規定がなく、SG 調査完了前の発動を認めない例 (CPTPP、USMCA 等) も、SG 措置規律の強化の例といえよう。

加えて、SG 措置の適用を禁止する僅少 (デミニマス) 基準を導入している例として、調査対象製品の輸入が、国内販売市場シェアの 2% 以下又は総輸入 (調査申請前の 12 か月間) の 3% 以下の場合には締約国間 SG 措置をとってはならないとするシンガポール・インド FTA 等が存在する。

(c) 発動対象の限定 (多国間 EPA/FTA)

3 か国以上の締約国が存在する EPA/FTA に固有の問題であるが、締約国間 SG 措置の発動対象について、(i) 輸入源のいかんを問わず域内全域に対して発動するのか、(ii) 特定締約国に対して発動するのか、制度設計にバリエーションがありうる。CPTPP では、輸入増加・国内産業への損害のおそれ等の要件充足性を各締約国別に認定し、要件を満たした締約国からの輸入に対してのみ SG 税を賦課する (上記(ii)) こととして

いる。RCEP では、(ii) 特定締約国 (another Party) を対象とする発動を規定するほか、2 以上の締約国からの輸入が問題となる場合はそれを一括して (collectively) 評価する条文となっており、(i) およそ域内からの輸入増加に際し、輸出国のいかんを問わず域内全域に対して発動することも可能な設計となっているようである。

② WTO 協定と EPA 締約国間セーフガード措置の関係について

まず、第 II 部第 8 章 1 (2) にて既述のとおり、WTO 協定上の SG 措置の対象から EPA 締約国を除外した場合、WTO・SG の対応性原則 (Parallelism) との関係で問題が生じうる。この点、我が国が締結した EPA/FTA の場合、締約国間 SG 措置を発動している場合であっても、WTO 協定に基づく SG の発動に特段の制限 (EPA/FTA 締結国を SG 措置の対象から除外する等) が加えられることはない旨 EPA/FTA の規定上確保されており、WTO 協定整合性の問題は原則として生じない。また、これも前述のとおり、EPA 締約国間 SG による貿易制限措置も WTO 協定 (特に最恵国待遇義務) との整合性が問題となりうる。我が国が締結した EPA において認められる締約国間 SG 措置は、EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率まで引き上げることのみを許容しており、原則として、この点でも WTO 協定との整合性の問題は発生しないと考えられる。

(ただし、EPA/FTA は域内の「実質上のすべての貿易」について「制限的通商規則」を廃止しなければならない (GATT 第 24 条 8 項) との規律もあり、締約国間 SG 措置の設計・運用によっては別途これに抵触する可能性もあることに留意すべきである)。

< 基準・認証制度 >

(1) ルールの背景

WTO には、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害

をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定 (WTO/TBT 協定) がある (詳し

² 実際に経過期間の終了により締約国間 SG 措置が撤廃された例も存在する。豪州 NZ 経済協力協定 (ANZCERTA) では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。1990 年 7 月の物品貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、同二国間 SG 措置は廃止された。

くは第 II 部第 11 章参照)。EPA/FTA においても、基本的に、各国の制度上の専門性、地域の特殊性を考慮しつつ、基準認証に関する条項が設けられている。

(2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強い、WTO/TBT（貿易の技術的障害）委員会、APEC/SCSC（基準・適合性小委員会）等の多国間における専門家間の協議を通じて問題点の共有化を図り、各国と共同歩調をとりながら議論を進めることにより、透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するという WTO/TBT 協定の目的に沿って、我が国のこれまでの EPA では、日インドネシア EPA 及び日ブルネイ EPA を除き、基準認証分野について次のように規定している。

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日 ASEAN・EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、日豪 EPA、日モンゴル EPA、CPTPP、日 EU EPA、日英EPA、RCEPでは、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、また一部の協定は、強制規格、適合性評価手続及び透明性に関し、WTO/TBT 協定に基づく権利義務の再確認を超えるレベルの要素を一部盛り込んでいる。（なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第 3 章「人の移動」を参照。）

① 日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ

EPA、日 ASEAN・EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日ペルーEPA

日メキシコ EPA では第 3 章第 3 節に、日マレーシア EPA では第 5 章に、日チリ EPA では第 7 章に、日アセアン EPA では第 5 章に、日スイス EPA では第 5 章に、日ベトナム EPA では第 6 章に、日ペルーEPA では第 6 章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。これらの EPA は、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、また、一部の EPA は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関して、情報交換、共同研究等の協力をを行い、小委員会の設置及び両締約国政府による照会所を指定すること等を規定している。

特に日ペルーEPA においては、従来の EPA に比して適合性評価手続及び透明性を中心に手続規則を強化しており、例えば、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②適合性評価機関の認定（指定）に際して、可能な場合には、他方の締約国における適合性評価機関に対して、自国に立地する適合性評価機関よりも不利でない条件で認定（指定）を行い、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関の認定（指定）を拒否する場合は、要請に応じて理由を説明すること、③また、強制規格及び適合性評価手続の作成に際し、WTO/TBT 協定に基づく通報と同時に、他方の締約国にも通報し、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するための期間（少なくとも 60 日間）を置くよう努めること、④制定された全ての強制規格及び適合性評価手続を公式ウェブサイトにおいて無料で公開することに努めること等を規定している。これらの規律は、WTO/TBT 協定の義務の強化・明確化を図るものであり、我が国企業のビジネス環境の改善を目的とするものである（WTO/TBT 協定の主要な義務については、第 II 部第 II 章参照）。日ペルーで新たに設けられた規定の一部は、その後の日豪 EPA、日モンゴル EPA等 でも採用されることになった。

② 日シンガポール EPA

第 6 章に相互承認章を設けている。輸出国側の政府が指定した機関が、輸入国側の基準及び手続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れるものである。例えば、日本政府が日本国内の機関をシンガポールの国内基準との適合性を評価する機関として指定し、当該機関での適合性評価結果をシンガポールが受け入れる制度である。適用範囲は、電気製品、通信端末機器及び無線機器である。なお、日本国内での MRA の的確な実施を確保するため、MRA 法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定している。

③ 日タイ EPA、日フィリピン EPA

日タイ EPA 及び日フィリピン EPA では、双方とも第 6 章に相互承認章を設けており、輸出国内の適合性評

価機関の指定（登録）を輸入国政府が直接行うことを双方で認め合うことを規定している。例えば、フィリピン国内で日本の基準への適合性を評価する機関を日本政府が指定し、当該機関での適合性評価結果を日本が受け入れる制度である。適用範囲は、日タイ EPA、日フィリピン EPA とともに電気製品である。日シンガポール EPA との違いは、日シンガポール EPA では、シンガポール国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいてシンガポール政府が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、日本国内での的確な実施を確保するため、MRA 法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定しているのに対し、日タイ EPA、日フィリピン EPA では、タイ若しくはフィリピン国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて日本政府が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、MRA 法でなく既存の法律（電気用品安全法）で担保されている点である。

④ 日インド EPA

日インド EPA では、第 5 章に強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置について定められており、この中で相互承認については小委員会を通じて何らかの取り決めを行うことの実現可能性について討議する旨規定されている。また、第 5 章には、後発医薬品に関する協力についても定められており（第 54 条）、一方の締約国の者が他方の締約国の市場への後発医薬品の投入のために要求される登録その他の承認の申請を行う場合には、この申請が他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合、関連手続においてその国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨規定している。

⑤ 日豪 EPA

第 6 章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。従来の EPA と同じく、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、小委員会を設置し、照会所に相当する「調整当局」を指定することを規定している。適合性評価手続及び透明性の条文には、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②一

方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関の認定（承認）を拒否する場合は、要請に応じて理由を説明すること、③強制規格及び適合性評価手続の作成に際し、WTO/TBT 協定に基づく通報と同時に、他方の締約国にも電子的に送信すること等を規定している。（①～③は日ペルーEPA にも同様の内容が規定されている。）

⑥ 日モンゴル EPA

第 6 章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。従来の EPA と同じく WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、両締約国政府による照会所を指定し、小委員会を設置することを規定している。適合性評価手続に関しては、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②適合性評価機関の認定（指定）に際して、可能な場合に、他方の締約国の適合性評価機関に対し、自国の適合性評価機関よりも不利でない条件で認定（指定）を行い、一方の締約国が他方で締約国の適合性評価機関の認定（指定）を拒否する場合は、要請に応じて理由を説明すること等を規定している。（①及び②は日ペルーEPA にも同様の内容が規定されている。）

⑦ TPP・TBT 章

TPP では、第 8 章に「貿易の技術的障害」章を設けている。従来の EPA と異なり、WTO/TBT 協定の主要条文を TPP 協定に組込む方式を採用。小委員会を設置し、照会所に相当する「連絡部局」を規定している点は従来型 EPA と同じだが、協力及び貿易円滑化、情報交換及び技術的討議といった条文を新設している。主な実体規定として、①関連する国際規格が存在するか否かの判断に当たり、WTO/TBT 委員会における 2000 年の決定（いわゆる「国際規格の 6 原則」）を適用すること、②適合性評価機関の認定（承認）に際して、他の締約国の適合性評価機関に対し、自国の適合性評価機関よりも不利でない待遇を与えること、③強制規格、任意規格及び適合性評価手続の導入に際し、各締約国が利害関係者に意見提出の機会を与え、当該意見を考慮すること等によって他の締約国の者が措置の作成段階に参加することを認めること、④国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合は WTO に

通報すること、⑤WTO 通報と同時に各締約国に当該通報及び提案を電子的に送信すること、⑥他の締約国内の適合評価機関に対し、認定等を通じて自国の適合性評価機関よりも不利でない待遇を与えること、⑦強制規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国及び他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常 60 日間とすること、⑧強制規格及び適合性評価手続に関する要件の公表と実施の間に設ける「適当な期間」を通常 6 か月以上とすること等を規定している。

また、我が国が結んだ EPA の TBT 章として、分野別附属書を初めて設置しており、①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品の 7 分野に関するルールを附属書に規定している。

⑧ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

上記 TPP に同じ

⑨ 日 EU・TBT 章

第 7 章に「貿易の技術的障害」章を設置。WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、主要条文を日 EU 協定に組込む方式を採用 (CPTPP と同様)。

強制規格の作成に関し、強制規格案の代替手段であって利用可能なものの評価等を行うことや、制定された強制規格について、できる限り 5 年を超えない適当な間隔で見直すこと等を規定。国際規格に関し、国際規格を作成し得る国際機関等の名称 (ISO, IEC, ITU 等) を例示しつつ、それらの機関が作成した規格は、WTO・TBT 委員会の決定 (「国際規格の 6 原則」) に規定された原則及び手続に従うことを条件として、関連する国際規格として考慮されることを規定。また、透明性に関して、強制規格及び適合性評価手続案を WTO に通報した後、原則として 60 日間、他締約者が意見をすることを許容すること、強制規格の公表と実施の間に「適当な期間」として、通常少なくとも 6 箇月間を設けることを規定。なお、「連絡部局」を指定し、特別委員会を設置している点は従来型 EPA と同じ。

⑩ 日英 EPA

第 7 章に「貿易の技術的障害」章を設置。日 EU・TBT 章と概ね同内容だが、異なる規定として日英 EPA では、TBT

専門委員会の任務として TBT の分野における両国間の技術協力に係る事業の検討等の任務を新たに設けた。さらに、ワイン又は蒸留酒の容器上に表示されたロット識別コードの除去又は故意の破損に対して適当な措置をとることができることや、ロット識別コードの除去の予防に関する情報交換等について新たに規定している。

⑪ RCEP

RCEPでは、第 6 章に、「任意規格、強制規格及び適合性評価手続章」が設けられている。従来のEPAと同じく、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、照会所に相当する「連絡部局」を指定することを規定している。TBT に特化した小委員会は規定されていないが、物品に関する委員会においてTBT分野を取り扱うと規定している。強制規格及び適合性評価手続に関しては、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②強制規格及び適合性評価手続の作成に際し、WTO/TBT 協定に基づき通報すること、また、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するための期間 (少なくとも 60 日間) を置くよう努めること、③強制規格の公表と実施の間に「適当な期間」として、通常少なくとも6箇月間を設けること等を規定している。また、任意規格に関しては、④国際規格との差異がある場合に、要請に応じて理由等を説明すること、⑤締約国間の標準化機関による協力を推奨すること等を規定している。

(なお、①、②は日ペルーEPA に、③はTPP にも同様の内容が規定されている。)